

平成 22 年 10 月 13 日

薬剤師会関係各位

一般名処方中止について

関東労災病院 薬剤部
薬剤部長 石井 嘉之

平素はご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、関東労災病院薬剤部では平成 16 年 12 月より、院外処方せんにおける一般名処方を導入して参りましたが、2010 年 11 月の電子カルテ導入を機に、これを中止し、当院採用薬の先発品名による銘柄名を処方薬として処方せんに記載することが、院内において承認されたこととお伝えします。これには一般名処方を導入した時点と現在における処方せん様式の変化や、後発医薬品への代替調剤の普及向上があり、その点では後発医薬品の選択、患者への説明、医療機関との連携などにおける薬局薬剤師皆様方のたゆまぬ努力の賜物と理解しております。一般名処方中止後の処方せんにつきましては、厚生労働省の指針に従った調剤をよろしくお願ひします。

また、11 月より院外処方せんのサイズが現行の A5 サイズから A4 サイズに変更となります。用紙の半分が切り取り線にて切断可能となっておりますので、処方せん側を切り取り保管して下さい。

この様な状況により、11 月 1 日より処方せんの記載方法変更を決定させて頂きましたので、会員の皆様にはご理解のほどよろしくお願ひいたします。